

令和2年4月7日
監 査 室

令和元事業年度内部監査報告書 (資産の管理状況)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理 事 長 藤 原 康 弘 殿

監査室長 立 川 哲 治

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程(平成17年規程第9号)第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の令和元事業年度内部監査について、以下のとおり報告します。

I. 監査概要

令和元事業年度内部監査計画に従って、PMDAにおける「資産の管理状況」に関して、各種関係規程等に基づき適正に執行されているか監査した。

監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおりである。

1. 「資産の管理状況」監査

(1) 監査実施期間：令和2年1月22日(水)～令和2年2月27日(木)

(2) 監査実施者：監査室2名

(3) 監査対象部室：資産を保有する以下の部室(計14部室)

- ① 総務部
- ② 財務管理部
- ③ 経営企画部
- ④ 情報化統括推進室
- ⑤ 国際部
- ⑥ 研究支援・推進部
- ⑦ 健康被害救済部
- ⑧ 審査業務部
- ⑨ 次世代評価手法推進部
- ⑩ 安全性情報・企画管理部
- ⑪ 医療情報活用部
- ⑫ 医薬品品質管理部
- ⑬ 医療機器品質管理・安全対策部
- ⑭ 関西支部

II. 監査方法

- (1) 各部室で管理している資産について、物品管理台帳に登録されたリストから複数品目を抽出して所在等を確認する。
- (2) (1)で抽出した資産について、物品管理実施細則（17細則第7号、以下「実施細則」という。）第8条に基づき、標示票（資産ラベル）が貼付されているかを確認する。
- (3) 各部室で管理している資産の供用換えを行う際、物品管理実施細則第13条の2に基づき、適切に手続きがされているかを確認する。

III. 監査結果及び指摘事項

(1) 監査結果

- ① 各部室で管理している資産の所在を確認したところ、所在不明の資産は確認されなかった。

(2) 指摘事項

- ① 昨年度指摘した総務部の所在不明の資産については、引続き所在の確認を行うとともに、組織改編に伴い、他部署へ移設したテーブルやキャビネット等の所在把握、除却した資産の整理を速やかに行うこと。

以上